



雇用守れ・賃金上げろ

めぐるユニオンに相談を!

退職届はダメ!

この5つの項目は、どんな名称の雇用形態(パート・アルバイト・臨時社員・契約社員など)の人でも、一定の要件はありますが、適用されます。

シフト制でも有給休暇あり

いわゆるシフト制の労働でも、半年以上勤務すれば有給休暇がとれます。

| | | | |
|-----|------|----------|--------|
| 半年 | 1.5年 | 3.5年以上勤務 | |
| 週2日 | 3日 | 4日 | 5日有給休暇 |
| 週3日 | 5日 | 6日 | 8日有給休暇 |

週によりバラつきがあれば年間で計算します。

休業・自宅待機・在宅勤務

→全額賃金補償を求めましょう!

働ける、働きたいのに休めというなら、賃金全額補償を求めましょう。緊急事態宣言等で「会社の責ではな」くても、会社から休業手当(労基法26条)60%以上を求められます。営業短縮でシフトが減ったなどの場合も同様、通常より減ったシフト分も求めましょう。

裁量労働制:過重労働防止必要

有給休暇あり、さらに休憩・深夜業・休日に関する労働基準法は適用。深夜業や休日労働には割増賃金です。そもそも労働者の安全衛生確保のため企業は裁量労働でも労働時間把握が必要。過重労働をなくし、健康を守りましょう。

労働組合なら→交渉できます。

労働基準監督署や都労働情報センターなど、相談窓口は色々ありますが、めぐるユニオンなど組合に入れば、会社と団体交渉できます。パワハラ・残業代未払い・雇止め・シフト外しなど、泣き寝入りせず「交渉」してみましょう。相談無料・秘密厳守、まずはご連絡ください。

ひとりで悩まず、ご相談ください

「解雇」といわれても、退職届を書いてはダメ!まずは相談!

＜失業給付金＞

→自主退職 7日間+3ヶ月後から90~150日支給
→解雇・会社都合退職 7日間+約1ヶ月後から90~330日支給
解雇は「客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合」は無効。会社は、雇用調整助成金を申請するなど、解雇回避の努力をしなければなりません。取消も求められるし、もし辞めるとしても1ヶ月分の解雇予告手当も必須。「辞めてもらいたい」といわれても退職届は書かず、すぐに返事をしないで、ご相談下さい。

組合づくり☆相談無料

職場での不安・悩みの相談は...

労働組合に入りたい、つくりたいの相談は

TEL 03(3719)8813

半世紀にわたって働くものの生活と権利を守ってきた

目黒労協

(目黒地区労働組合協議会)

目黒区鷹番3-1-1 石田ビル302(東横線学芸大学駅徒歩1分)

メール: union@r05.itscom.net